

中小企業  
事業主が対象の  
助成金です



# 両立支援等助成金

## 《育児休業等支援コース》

### 育休取得時 職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って円滑な育児休業取得及び職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に支給します。

育休取得時 28.5万円<36万円>

※1事業主2人まで支給(無期契約労働者1人、有期契約労働者1人)  
※別途定める生産性要件を満たした場合は、< >の額を支給

職場復帰時 28.5万円<36万円>

※育休復帰支援プランは「育休復帰支援プラン策定マニュアル」を参考に作成してください。

職場支援加算 19万円<24万円>

(厚生労働省HPトップページから「育休復帰支援プラン」でサイト内検索)

育休復帰支援プラン策定のノウハウを持つ「育児プランナー」の支援を無料で受けられます。

<http://ikuji-kaigo.com/>

### 育休取得時

次の取り組みが必要です。

対象者の休業までの働き方、引き継ぎのスケジュール、復帰後の働き方等について、上司または人事担当者が面談を実施したうえで所定の様式で面談結果を記録すること。

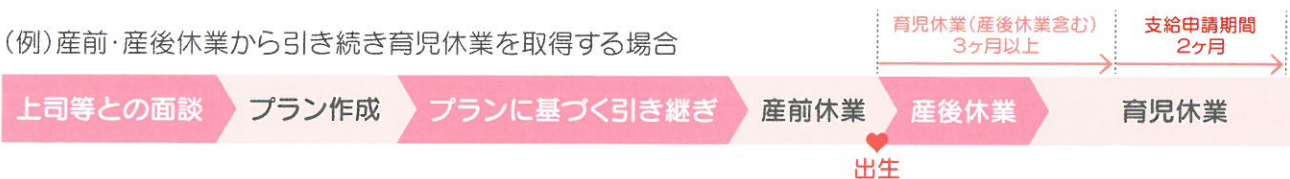
面談結果を踏まえて、所定の様式で育休復帰支援プランを作成すること。

育休復帰支援プランに基づき、対象者の育児休業(産前・産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は産前休業)開始日までに業務の引き継ぎを実施すること。

3ヶ月以上の育児休業を取得させること(産後休業を取得する場合は産後休業を含めて3ヶ月以上)

※あらかじめ労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰について、育休復帰支援プランにより支援する措置を実施すること」を就業規則等に明文化し、全労働者へ周知することが必要です。

(例)産前・産後休業から引き続き育児休業を取得する場合



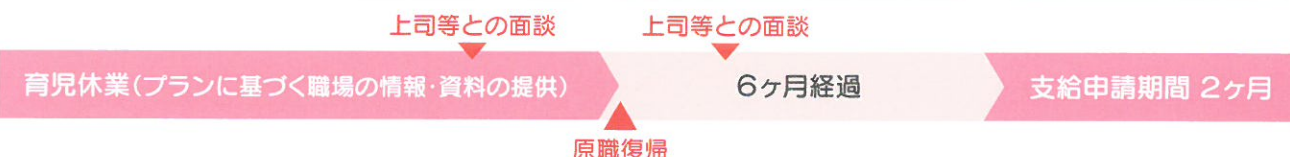
### 職場復帰時

「育休取得時」の助成金支給対象者について、次の取り組みを行うことが必要です。

育休復帰支援プランに基づき、対象者が職場復帰するまでに職場の情報・資料の提供を実施すること。

対象者の職場復帰前と職場復帰後に、上司または人事担当者が面談を実施し、所定の様式で面談結果を記録すること。

対象者を原則として原職に復帰させること。



### 職場支援加算

代替要員を確保せずに職場の労働者が業務を代替する場合、「職場復帰時」に加算する措置があります。詳しくは厚生労働省ホームページ(URLは裏面に記載)をご確認ください。

## 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

支給対象労働者1人あたり **47.5万円<60万円>**

支給対象期間 **5年間**

支給人数 **1年度当たり10人まで**

支給対象労働者が有期労働者の場合 **9.5万円<12万円>加算**

※1人目の対象労働者が原職等に復帰後6ヶ月を経過するまでに次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けると、平成37年3月31日までに延べ50人まで対象となります。

※別途定める生産性要件を満たした場合は◇の額を支給

### Q 代替要員とは...

- A**
- 育児休業取得者の職務を代替する者であること（職務の一部のみの代替では要件を満たしません）
  - 育児休業取得者と所定労働時間がおおむね同等であること
  - 育児休業の対象となる子の妊娠を把握した後に新たな雇入れ又は新たな派遣により確保された者であること他

### Q 原職等とは...

- A**
- 原職または原職相当職のいずれかで以下に当てはまるものをいいます。
- 原職とは、育児休業の前に就いていたのと同じ部署および職務をいいます。
- 原職相当職とは、以下のいずれにも該当するものをいいます。
- 休業前と職務内容が異なっていないこと
  - 休業前と同一の事業所に勤務していること
  - 休業後の職制上の地位が、休業前を下回っていないこと他

育児休業取得者の職場復帰前に、育児休業が終了した労働者を原職に復帰させる旨を就業規則等に規定することが必要です。

育児休業3ヶ月以上／代替要員3ヶ月以上

継続就業6ヶ月

支給申請期間 2ヶ月

原職等復帰

## 職場復帰後支援

育休から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な労働者を支援するため、以下の①または②の制度を導入し、1ヶ月以上の育児休業からの復帰後、6ヶ月以内に一定の利用実績があった場合に制度導入費用を助成するとともに、制度利用に係る費用の一部を助成します。

### ①子の看護休暇制度

未就学児の看護のために時間単位かつ有給で利用できる休暇制度を導入し、労働者1人につき20時間以上利用した場合

### ②保育サービス費用補助制度

未就学児に係る臨時・一時的な保育サービスの費用の一部を労働者に補助する制度を導入し、労働者1人につき3万円以上の補助実績がある場合

制度導入 **28.5万円<36万円>** ※制度導入のみでは申請できません

制度利用  
(5人まで)

- ①子の看護休暇制度 **1,000円<1,200円>** × 利用時間 ※上限200時間<240時間>  
②保育サービス費用補助制度 **実費×2/3** ※上限20万円<24万円>

※別途定める生産性要件を満たした場合は◇の額を支給

助成金の詳細や支給申請については、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

●育児復帰支援プラン策定マニュアルおよび両立支援等助成金についての詳細は下記をご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/jigyou\\_ryouritsu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryouritsu/index.html)

厚生労働省ホーム ▶ 政策について ▶ 分野別の政策一覧 ▶ 子ども・子育て ▶ 職場における子育て支援 ▶ 事業主の方へ

お問い合わせ

株式会社 パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局

<http://ikuji-kaigo.com/>

TEL 03-5542-1740

月～金曜日 9:00～17:30

※年末年始(12/30～1/4)を除く

イクプラ



※本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。